

慶應義塾大学大学院経営管理研究科
教員公募案内

2022 年 6 月 17 日
慶應義塾大学大学院経営管理研究科

慶應義塾大学大学院経営管理研究科は、次の要領で当研究科の専任教員を募集します。

1. 募集分野

総合経営（戦略理論，企業と社会，アントレプレナーシップ）

2. 任用後の教育内容

当研究科は、社会人学生に対して経営系の教育を行う修士課程ならびに後期博士課程により構成され、社会人教育を行う付属ビジネス・スクールが併設されています。よって、当研究科の専任教員は、各自の専門領域に基づいて、社会人学生を体系的かつ実践的に教育することが求められます。また、当研究科では、授業科目および付属ビジネス・スクールにおけるセミナープログラムの大半を「ケース・メソッド」により実施しています。そのため、専任教員は、着任後短期間でケース・メソッドに習熟し、その教材開発に貢献していただくことが必要になります。

担当科目：

- 1) 当研究科修士課程 MBA プログラム基礎科目「総合経営」、同じく EMBA プログラムコア科目「総合経営」
- 2) 同課程の総合経営領域の専門科目、および国際単位交換プログラム設置科目など
- 3) 付属ビジネス・スクールにおける社会人向けセミナーの関連セッション
- 4) 教授職の場合、後期博士課程設置の専門科目

3. 募集職位・雇用形態

職位：教授，准教授または専任講師

（対象職位は、教育歴および研究業績により、本研究科の規程に従って決定します。）

雇用形態：専任教員（常勤）

採用人数：2名（原則として教授1名，准教授または専任講師1名）。なお，原則として専門領域は重複させないものとします。（専門領域に関しては、4. 応募資格②を参照下さい。）

4. 応募資格

以下①～⑤の条件をすべて満たす者。

- ① 応募時点で博士の学位を有する者（2023年3月末時点で学位取得見込みの者を含む）、あるいはそれと同等以上の研究業績を有する者
- ② 戦略経営(strategic management)を基本とし、企業と社会 (social issues in management)、もしくはアントレプレナーシップ (entrepreneurship) 等を含む領域において、企業の戦略に関わる研究を行う者（上記領域いずれにおいても、戦略に関する諸理論に専門性を有することは必須）
- ③ そうした研究成果を、大学院修士課程・博士課程および社会人向けの教育に活用することに意欲があること
- ④ 社会人への実践的教育の実績を有し、ケース・メソッドによる教育に意欲があること
- ⑤ 日本語で授業ができること、および英語による授業を行う意欲があること

5. 任用開始日

2023年4月1日もしくは10月1日（現在の契約等による開始時期に関する都合は、応募書類に希望を明記してください。）

6. 給与等の処遇

学校法人慶應義塾の規程によります。専任教員の定年時期は、大学の規定により、満65歳になった年度末です。

7. 応募締切と審査の日程・方法

締切：2022年9月20日（必着）

審査方法：書類による選考の後、候補者に対して面接選考を行います。（2022年11月頃を予定）。

*面接選考については、社会状況等に応じてオンラインで行う場合もあります。

8. 応募書類（応募書類は返却いたしません）

- ① 教員個人調書（履歴書 形式自由 ただし大学学部入学以降のすべての学歴・職歴を記載のこと。写真添付必須）
- ② 研究業績一覧
- ③ 主要業績3点を各3部（刊行物、抜き刷り、またはそれらのコピー）
- ④ 推薦状2通（提出困難な場合はご相談ください。）
- ⑤ 最終学位証明書（複写可） *できるだけ原本をご準備ください。
- ⑥ 本研究科において、どのような研究・教育を行うかに関する計画書
- ⑦ 連絡先、勤務地住所等

9. 書類送付先

〒223-8526 横浜市港北区日吉 4-1-1
慶應義塾大学大学院経営管理研究科
慶應義塾大学大学院経営管理研究科 事務室気付
総合経営分野教員採用委員会あて

封筒に「総合経営分野教員応募書類在中」と朱書し，書留便で郵送してください。

10. 問い合わせ先

慶應義塾大学大学院経営管理研究科
総合経営分野教員採用委員会委員長
E-mail: kbs-saiyo@adst.keio.ac.jp

お問い合わせは，上記の電子メールで，総合経営分野教員採用委員会委員長あてにお願いします。

11. その他

- 1) 応募書類は返却しません。理由があり，返却を要する場合はご相談ください。
- 2) 面接のための交通費は自己負担となります。
- 3) 提出された個人情報は厳正に管理し，採用人事の目的以外には使用しません。